一二〇九　道路運送車両法施行規則第三十六条第七項の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示等の一部を改正する告示　二八　284　九九

**○観光庁**

一六　旅行業法の規定に基づく登録研修機関の名称の変更をした件　四　七

**○海上保安庁**

四九　航路標識に関する件　五　263　四

五〇　〃　六　七

五一　横浜海上保安部が運用する本牧船舶通航信号所及び同保安部が行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示　二五　280　五二

五三　船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示の一部を改正する告示　二五　280　五三

**○環境省**

一〇〇一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　五　八

一〇〇二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　一三　270　七

一〇三　自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件　一八　八

一〇四　廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十六条第三項に規定する産業廃棄物処理事業振興財団の住所等の変更の申請があった件　一八　八

**○原子力規制委員会**

一四　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示　二二　279　一四〇

**○防衛省**

二一五　海上における射撃訓練を実施する件　一　一〇

二一六　海上における射撃訓練等を実施する件　四　八

二一七　海上における射撃訓練を実施する件　四　八

二一八　海上における射撃訓練を実施する件　四　八

二三〇―二三六　〃　一一　六

二三七　海上における射撃訓練等を実施する件　一一　七

二三八　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　一一　七

二三九―二四二　海上における空対空射撃訓練を実施する件　一二　五

二四三　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　一二　五

二四四　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一二　五

二四五　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一二　六

二四六―二四七　平成二十九年十二月十二日付けをもって土地の使用の認定をした件　一二　六

**○東北地方整備局**

二四四　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　七　七

二四五―二四九　道路に関する件　八　八

二五〇―二五二　〃　一一　七

二五三　阿武隈川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　一一　八

二五四　道路に関する件　一五　八

二五五　〃　二〇　九

二五六　〃　二一　六

二五七　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二一　七

二五八　道路に関する件　二五　八

二五九　〃　二六　九

**○関東地方整備局**

二九二　都市計画に関する件　一三　七

二九三　道路に関する件　一四　七

二九四―二九五　〃　一五　六

二九六―三〇三　〃　二〇　九

三〇四　〃　二一　八

三〇五　〃　二二　六

三〇六―三一二　〃　二七　八

三一三　都市計画に関する件　二八　284　一〇一

**○北陸地方整備局**

九〇　道路に関する件　八　九

九一　〃　二〇　一一

**○中部地方整備局**

九六　道路に関する件　八　八

九七　〃　七　八

九八―一〇〇　〃　一三　八

一〇一　都市計画に関する件　二二　六

一〇二　〃　二五　八

一〇三　都市計画に関する件　二五　八

**○近畿地方整備局**

一〇〇　都市計画に関する件　七　八

一〇一　道路に関する件　一二　七

一〇二　〃　二二　六

一〇三　〃　二六　九

一〇四　〃　二八　284　一〇一

**○中国地方整備局**

八八―九〇　道路に関する件　五　九

九一―九三　〃　一一　八

九四　〃　一四　七

九五　〃　一八　八

九六　〃　一八　八

九七　〃　二一　八

九八―九九　〃　二八　284　一〇一

**○四国地方整備局**

一一二―一一七　道路に関する件　一八　八

一一八―一一九　〃　二〇　一一

一二〇―一二二　〃　二一　八

一二三―一二四　〃　二八　284　一〇一

**○九州地方整備局**

一八四　道路に関する件　一　一〇

一八五―一八六　〃　四　八

一八七　〃　一三　八

一八八―一八九　〃　一五　六

一九〇―一九二　〃　二一　八

一九三―一九六　〃　二七　九

一九七―一九八　〃　二八　284　一〇三